

公益社団法人全国調理師養成施設協会定款

制 定	平成24年 3 月28日	移行登記	平成25年 4 月 1 日
一部改正	平成30年 6 月19日	変更登記	平成31年 1 月31日
一部改正	令和元年 6 月19日		
一部改正	令和 7 年 9 月17日		

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 本協会は、調理師法(昭和33年法律第147号)等の目的に基づき、調理師等の養成施設の管理及び運営の指導と調理師等の養成教育の振興を図るとともに、国民の食生活の改善及び調理技術の合理的な発達の促進に関する調査研究並びに食品衛生の向上及び栄養改善思想の普及、食育の普及啓発、健康の保持増進、公衆衛生の向上等に努め、国民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調理師等の養成施設の管理及び運営の指導に関する事業
- (2) 調理師等の養成教育による人材育成のための教材図書の開発、編集及び頒布等に関する事業
- (3) 調理師等の養成施設の教職員及び学生・生徒の資質の向上を図るため研修会、講習会等に関する事業
- (4) 調理師等の養成施設における成績優秀者の表彰並びに食品技術管理専門士、

食育インストラクター等資格認定に関する事業

- (5) 調理技術の合理的な発達及び技能を向上させるための競技会等の実施に関する事業
- (6) 技術考査に関する事業
- (7) 調理教育及び食育の普及啓発並びに助成に関する事業
- (8) 学術及び調理技術の振興に関する事業
- (9) 食品衛生の向上、食品の安全及び栄養改善思想等の普及のための広報活動に関する事業
- (10) 本協会の設立目的を達成するための組織充実にに関する事業
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、全国の都道府県の区域内において行う。

第 3 章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した調理師法第3条に規定する厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する調理師養成施設の代表者(代表者は、当該養成施設の設立者(法人にあっては、その代表者。))又は設立者の承認を得た施設長とする。ただし、特段の事情のある場合は、当該設立者が指定する者も可とする。)とする。

なお、同一人が複数の調理師養成施設の代表者を兼ねることはできないものとする。

- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 準 会 員 本協会の目的に賛同して入会した正会員の属する調理師養成施設の教職員並びに卒業生

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。なお、準会員の入会は、調理師養成施設長を経て会

長に申し込むものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知する。ただし、準会員の入会については、理事会の委任により会長が可否を決定し、入会申し込みを行った調理師養成施設の長を経て本人に通知することができるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

- 3 準会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が所属する調理師養成施設が廃止されたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- (2) 正会員が所属する調理師養成施設を退職したとき、又は第5条第1項第1号に定める代表者ではなくなったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 全ての正会員が同意したとき

- 2 準会員は、前2条の場合のほか、死亡し、若しくは失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種 別)

第13条 本協会の総会は通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の必要がある場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1の議決権を有する正会員から会議の目的であ

る事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権総数の3分の2以上をもって行う特別決議事項とする。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (6) 残余財産の帰属
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠

に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、総会日時直前の業務時間終了時まで、議決権行使書面を提出することによって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、総会日時直前の業務時間終了時まで、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用について、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名者2名が、前項の議事録に記名、押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 15人以上20人以内

(2) 監 事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を会長、4人以内を副会長、1人を専務理事とし、会長を法人法上の代表理事とする。

3 副会長、専務理事を、法人法第91条第1項に基づく業務執行理事とする。

4 理事、監事それぞれ1人以上を、正会員以外とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会が選定及び解職する。この場合において、

理事会は、総会の決議によりそれぞれの候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 理事及び使用人に対して、いつでも事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) その他法令で定められた監事の職務及び権限を行うものとする。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その権利と義務を有する。

(解 任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉役員)

第30条 本協会に、次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 参与 若干名

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により総会の議決を経て、会長が委嘱するものとし、その任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、総会の議決により再委嘱することができる。
- 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱するものとし、その任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、理事会の承認により再委嘱することができる。
- 4 参与は、本協会の会長及び副会長の職にあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱するものとし、その任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、理事会の承認により再委嘱することができる。
- 5 名誉役員は、本協会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して参考意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(役員及び名誉役員の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程による

第6章 理 事 会

(構 成)

第32条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 予算の承認
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9) 内部統制組織の整備
- (10) その他法令で定められた事項

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集することができる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に参加できる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときであって、当該提案について監事の異議がないときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに開催した理事会の議長は、招集した副会長がこれに当たる。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに開催した理事会の議事録への記名押印は、当該理事会に出席した理事及び監事が行うものとする。

第7章 調理技術教育学会

(学 会)

第38条 本協会に、調理技術教育学会(以下「本学会」という。)を置く。

(本学会の目的)

第39条 本学会は、調理師養成の軸を成す施設に在籍する教職員並びに学生・生徒のみならず、関連分野の研究者、教育者、技術者及び学生・生徒を対象とし、調理に関する技術及び科学、養成教育の指導方法を中心とした調査・研究とその発表を通じ、学会員相互の研鑽、交流を促進することにより、調理技術の発達、養成教育の水準の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第40条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 学会誌、その他学術・研究図書の刊行
- (3) 調理技術、養成教育、食文化等に係る情報の収集と伝達
- (4) 調理技術、養成教育、食文化等に係るシンポジウム、講演会、研修会の開催
- (5) 調理技術、養成教育、食文化等に係る研究会、発表会の実施
- (6) 調理技術、養成教育、食文化等の研究、開発の奨励及び表彰
- (7) 調理技術、養成教育、食文化等に関係する団体との交流事業
- (8) 学会員相互の研鑽、交流の促進

(9) その他目的を達成するために必要な事業

(学会に関する規則)

第41条 本学会に関する必要な規則は、別に定める。

第8章 地 区 協 議 会

(地区協議会)

第42条 本協会は、支部として理事会の議決により地区協議会を置くことができるものとする。

2 地区協議会は、本協会の事業計画の円滑な実施を図るため、理事会の議決に基づいて、その地区において必要な事業を行う。

第9章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第43条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備

え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、その他法令で定める書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第48条 本協会は、総会の特別決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の特別決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本協会の精算のときに有する残余財産は、総会の特別決議により、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公告の方法)

第51条 本協会の公告は、電子公告により行うものとする。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

第12章 事 務 局

(設置等)

第52条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、使用人として事務局長及び事務職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な事務職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の事務職員は、会長が任免する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記日から施行する。

(最初の代表理事)

- 2 本協会の最初の代表理事は、染谷幸彦(通称「服部幸應」という。)とする。

(事業年度の開始日等)

- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款変更は、2019(令和元)年6月19日から施行、適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款変更は、2025(令和7)年9月17日から施行、適用する。なお、第14条、第46条の活動計算書は、令和6年公益法人会計基準適用までは正味財産増減計算書とする。